

市区町村における障害児保育の財政支援事業 に係る取組事例集

① 財政支援の対象範囲を柔軟に設定している市区町村

事例 1 秋田県能代市

事例 2 沖縄県糸満市

② 財政支援の支給水準の高い市区町村

事例 3 大阪府門真市

事例 4 三重県尾鷲市

③ 障害児の入所にあたっての制限を過去 5 年で撤廃した市区町村

事例 5 埼玉県志木市

① 財政支援の対象範囲を柔軟に設定している市区町村

事例 1 秋田県能代市

■ 取組のポイント

- 子ども・子育て支援事業計画に五つの基本施策の一つとして「保護を要する子どもへの対応等の取組の推進」を掲げており、障害児支援施策を市の子育て支援に係る取組の中で重要施策と位置付けている。
- 予算編成段階において保育所等にニーズを照会し、保育現場の状況を把握している。
- 保育所等からこどもの状況や特性を聴取し、また保護者が保育所等経由で提出する医師の意見書を参考に、加配の必要性を判定している。
- 乳幼児健診等で経過観察となったケースに対して継続的に状況把握や相談に応じている。
- 母子保健事業を通じて障害の早期発見・早期支援につなげている。

1 基礎情報

A) 自治体規模等

人口（令和 6 年 1 月 1 日時点）	48,334 人
6 歳未満人口（令和 6 年 3 月 31 日時点）	1,150 人
待機児童数（令和 6 年 4 月 1 日時点）	0 人

B) 保育に係る地域資源の状況

保育所数	11 施設 (うち公立 3 施設)
認定こども園数 (2 号認定・3 号認定を有する園)	6 施設
地域子育て支援拠点数	3 施設

C) 障害児福祉に係る地域資源の状況

児童発達支援事業所数	1 施設
児童発達支援センター数	0 施設

2 障害児支援施策の全体像

A) 事業目標及び方針

■ 自治体計画における障害児保育の位置づけ

➤ 子ども・子育て支援事業計画

- ✓ 五つの基本施策の一つとして「保護を要する子どもへの対応等の取組の推進」を掲げており、そのうちの柱として「障がいのある子どもを支援する施策の充実」を明記している。
- ✓ 主な事業・取組の一つとして、障害児保育を記載し、子育て支援施策の中の重要な取組と位置付けている。

■ 障害児支援施策の総合的推進

➤ 施策の方向性

- ✓ 乳幼児健診等の母子保健事業を通じて、障害の早期発見に努めている。
- ✓ 加配保育士に対する財政支援事業により保育所等における障害児の受入れに必要な人材の確保に努めている。
- ✓ 保育士の離職防止や就業支援等のため、市内の民間保育所、認定こども園に就労した場合の奨励金の支給や職場復帰のための研修等を実施することで保育士等の確保対策を行っている。

➤ 保護者に対する相談支援体制の充実

- ✓ こどもの発達に関する保護者等からの相談に応じている。
- ✓ 通常の相談に加えて、秋田県北児童相談所の専門相談員による巡回相談を実施している。

3 財政支援事業の概要

A) 財政支援事業に係る基礎情報

事業名		能代市特別保育事業費補助金
財源		一般財源のみ
障害児保育の財政支援（加配保育士配置）に係る年間支出額合計		17,088,000 円
近年の財政支援件数の推移	令和 3 年度	6 人
	令和 4 年度	7 人
	令和 5 年度	12 人

B) 事業内容

■ 財政支援の設定単価・対象の考え方

加配保育士の財政支援単価	加配保育士 1 人あたり 144,000 円/月
単価設定にあたっての参考基準	■ 市の臨時職員（保育士）の賃金
加配対象とする障害児の範囲	■ 特別児童扶養手当の対象のこども ■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているこども ■ 児童発達支援センターなどで療育を受けたことのあるこども ■ 医師の診断において配慮が必要とされたこども ■ 保育所等から配慮が必要とされたこども
加配人数比	障害児 1 人に対して加配保育士 1 人 (軽度は 2 対 1)

C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等

■ 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）

➤ 審査体制

- ✓ 会議体はなく、保育所等からの提出される書類をもとに担当課において審査している

➤ 申請プロセス

- ✓ 年度当初に保育所等から加配が必要となるこどもの情報提供を所定様式により受ける。情報提供のあったこどもについて、状態や行動を踏まえて加配の要否を市で判断する。

■ 審査基準（判断の基準、必要書類等）

➤ 加配の必要性の判断

- ✓ 保育所等からのこどもの状況や特性の聴取結果のほか、医師の意見書を参考に判断している。

➤ 障害の状態（軽重）の判断

- ✓ 特別児童扶養手当の 1 級相当を重度と想定しているが、特別児童扶養手当の認定等級だけでなく、医師の意見書に基づいて判断している。

D) 予算編成の考え方

■ 予算確保に係る工夫

➤ 予算編成の考え

- ✓ 予算要求する場合の根拠資料として次のものを整備している。
 - ・ 過去の財政支援実績
 - ・ 近隣市町村の財政支援事業概要（単価、財政支援件数の推移等）
 - ・ 保育所等のニーズ調査結果
- ✓ 保育所等において数か月保育を提供することで配慮が必要であることが新たにわかる等、年度当初には想定できなかった申請の増加等により、必要な予算が増えた場合は補正予算の要求により対応している
- ✓ 保育等において年度途中で等級や対象のこどもの数に変更があり財政支援額に変更が生じる場合、年度末に変更申請をしていただくことで対応をしている。

➤ 財政当局との情報連携

- ✓ 保育所等からの要望として、財政支援単価の増額を毎年受け取っている旨を保育現場の状況とともに財政当局へも共有している。

E) 事業整備における工夫

■ 管内保育所等との連携

➤ 保育所等との情報連携

- ✓ 予算要求時に各保育所等へニーズの照会を実施することや、加配認定にあたって保育所等の意見を聴取することを通じて、財政支援事業実施の要所で保育所等と連携している。

F) 事業の改善状況

■ 近年の事業改善の状況と理由

➤ 財政支援単価の改定

- ✓ 従前の補助基準額では、人件費を賄えるだけの金額が措置されていないことから、平成 28 年度に市の臨時職員（保育士）の賃金を参考に補助単価の改定を実施した。
- ✓ その後、保育所等から補助単価増額の要望はあるが、増額改定には至っていない。

➤ 医療的ケア児の受け入れガイドラインの作成

- ✓ 昨年度はじめて医療的ケア児が管内保育所等に入所したことを踏まえ、医療的ケア児の保育所等受け入れガイドラインを作成した。
- ✓ ガイドラインには、緊急時及び災害時の対応等も記載している。
- ✓ 秋田県内の医療的ケア児受入れ実績のある自治体担当者から情報提供を受けたガイドラインを参考に作成した。

4 障害児保育の財政支援による成果

A) 自治体としての自己評価

■ 管内保育所・保護者ニーズの充足度

- 加配が必要とされる、児童に対し加配ができており、保護者等のニーズを一定充足できていると考えている。
- 財政支援単価については保育所等から継続的に増額要望が出されており、引き続きの検討課題である。
- 保護者の保育所への入所希望を受入れることを重視し、体制整備を進めている。

① 財政支援の対象範囲を柔軟に設定している市区町村

事例 2 沖縄県糸満市

■ 取組のポイント

- 子ども・子育て支援事業計画の基本施策として、「特別な支援が必要な子どもと家庭の支援」を掲げ、市の重要施策の一つとして位置付けている。また、計画には障害児を受入れている保育所数を指標の一つに定めており進捗状況を評価している。
- 保育所等の要望に応じて専門職員の巡回支援を実施し、保育所等のニーズ把握、障害児の早期確認及び支援につなげている。
- 保育所等の財政支援単価の増額や対象範囲の拡大に関する要望を踏まえて、市で独自調査を実施し、先進自治体を参考に財政支援額の増額改定を実施した。
- 長年地域の小児科医と連携して障害児支援施策に取り組む市の体制を生かして、判定審査会に小児科医も参加している。また、判定審査会では、各委員の意見を踏まえてこどもの特性に応じた柔軟な判定を可能としている。

1 基礎情報

A) 自治体規模等

人口（令和 6 年 1 月 1 日時点）	62,607 人
6 歳未満人口（令和 6 年 3 月 31 日時点）	4,009 人
待機児童数（令和 6 年 4 月 1 日時点）	15 人

B) 保育に係る地域資源の状況

保育所数	13 施設
認定こども園数 （2 号認定・3 号認定を有する園）	18 施設 （うち公立 3 施設）
地域子育て支援拠点数	5 施設

C) 障害児福祉に係る地域資源の状況

児童発達支援事業所数	2 施設
児童発達支援センター数	1 施設

2 障害児支援施策の全体像

A) 事業目標及び方針

■ 自治体計画における障害児保育の位置づけ

➤ 子ども・子育て支援事業計画

- ✓ 四つの基本目標の一つとして「特別な支援が必要な子どもと家庭の支援」を掲げている。
- ✓ 具体的な取組として、「障がい児保育の充実」を明記しており、ニーズに応じた障害児の受入れと巡回相談支援による専門家からの助言・指導体制を強化する旨を定めている。
- ✓ 取組の指標として、障害児を受入れている保育所数を掲げており、進捗状況を評価している。

■ 障害児支援施策の総合的推進

➤ 保育士の資質向上支援

- ✓ 保育士の質の向上のための研修の中で発達支援についての研修を実施している。
- ✓ 市内教育保育施設等の職員向けに開催し、令和 6 年度は発達支援についての研修は全 9 回開催し、延べ 129 人が参加した。

➤ 保育所等への訪問支援

- ✓ 巡回相談支援事業として、市の公認心理師 1 名と外部委託の巡回支援専門員が保育所等を訪問しており、保育所等からの要請に応じて回数制限なく訪問している。
- ✓ 保護者の同意がなく巡回相談支援事業として保育所等を訪問できない場合は、「保育士支援」という形で保育所等を訪問し、保護者と面談して必要に応じて申請を促している。

➤ 保育士確保支援

- ✓ 保育所等から、保育士の確保が困難という声が多くある。保育士の確保及び仕事への定着に向けた事業を実施している。具体的には、保育士を採用するため市内の保育所等が集まる合同での就職説明会の開催や、保育士を増やすための試験対策講座の開催である。

(参考)

- ・ 保育奨学金を利用した保育士資格取得者の奨学金返済を支援する事業
(糸満市保育士奨学金返済支援事業：<https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/attachment/6870.pdf>)
- ・ 市内の保育所等に就職した保育士に対して就職支援金を支給する事業
(糸満市保育士等就職支援金事業補助金：https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/life/19917_46315_misc.pdf)

3 財政支援事業の概要

A) 財政支援事業に係る基礎情報

事業名	障害児保育事業補助金	
財源	一般財源のみ	
障害児保育の財政支援（加配保育士配置）に係る年間支出額合計	92,633,000 円	
近年の財政支援件数の推移	令和 3 年度	—
	令和 4 年度	95 人
	令和 5 年度	68 人

B) 事業内容

■ 財政支援の設定単価・対象の考え方

加配保育士の財政支援単価	■ こどもの状態と保育時間に応じて 10 段階で設定 ➤ 最高額：加配保育士 1 人あたり 240,000 円/月 ➤ 最低額：加配保育士 1 人あたり 10,360 円/月
単価設定にあたっての参考基準	■ 独自調査した先進自治体の単価
加配対象とする障害児の範囲	■ 下記を踏まえて、判定審査会で個別に加配が必要とされたこども ➤ 特別児童扶養手当の対象のこども ➤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているこども ➤ 医師の診断で配慮が必要とされたこども
加配人数比	障害児 1 人に対して加配保育士 1 人 (軽度は 3 対 1)

C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等

■ 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）

➤ 「判定審査会」による審査

- ✓ 地域の小児科医 1 名、担当職員 2 名、健康推進課の保健師 1 名、公立保育所園長 2 名、民間保育所園長 2 名、子育て支援有識者 1 名で構成している
- ✓ 長年地域の小児科医が障害児支援事業全般に協力いただく基盤があった。その一環として、小児科医に判定委員会に参加いただくようになった。
- ✓ 審査は 6 月から 2 月にかけて、年に 3～4 回実施している（審査が 6 月の理由は、小学校就学の申請開始時期に診断書を取得した保護者から、合わせて加配申請も行いたいという需要があり、それに応えるためである。
- ✓ 審査は 6 月以降に実施しているが、例えば実際に加配保育士が配置され始めたのが 5 月であった場合、当該年度内で実際に加配された月まで遡って補助金を支給する。

■ 審査基準（判断の基準、必要書類等）

➤ 判定の前提となる必要書類

- ✓ 申請には下記の必要書類を求めている。
 - ・ 申請書（保護者が提出）
 - ・ 医師の診断書又は意見書
 - ・ （該当がある場合）各種障害者手帳又は特別児童扶養手当の受給がわかる書類の写し
 - ・ こどもの状況を記載した実態報告書（保育所等が記載）

➤ 判定審査会における総合的判定

- ✓ 必要書類を踏まえつつ、判定審査会において、地域の小児科医・子育て支援有識者、市の保健師、管内保育所等の園長等の専門的見地から、総合的にこどもの特性に応じて柔軟な判定を実施している。

➤ 申請プロセス

- ✓ 申請は随時受け付けている。
- ✓ 必要書類を添付して保護者が市に対して申請する。
- ✓ 保護者の同意が得られない場合は、巡回支援の中で保護者と面談し、必要に応じて申請を促している。

D) 予算編成の考え方

■ 予算確保に係る工夫

➤ 加配実態に応じた予算確保

- ✓ 当初予算要求においては、前年の実態調査を基に必要な加配保育士数を算定し、要求の根拠資料としている。
- ✓ 在園児の特性や加配保育士の状況について年度途中で調査する。その結果を補正予算要求の根拠資料としている。
- ✓ 障害児保育に係る費用が地方交付税措置されていることを踏まえて、必要な分の予算を確保することを財政課が認識していると考えている。

E) 事業整備における工夫

■ 管内保育所等との連携

➤ 保育所ニーズの把握

- ✓ 不定期開催される園長会に出席して意見聴取している。園長会において保育所等のニーズを把握することが最も多い。
- ✓ 巡回支援の際に必要な応じて園長と協議して各保育所等の状況を把握している。
- ✓ 毎年、園長会から市に対して陳情書が提出され、障害児保育の充実が必ず含まれている。現場の障害児保育の実態（気になる子が増えている）を踏まえたものである。

- 市外保育所等に通園するこどもの支援
 - ✓ 市外の保育所等に通園する場合、そのこどもに配置している保育士の加配申請を受け付けている。

■ 関連制度との調整

- 児童発達支援事業と併行通園する場合の調整
 - ✓ 保育所等に通う障害児への財政支援という制度趣旨と支援総額が毎年増加している状況を鑑み、登園日数に応じた日割り計算について検討しているものの具体化には至っていない。
 - ✓ 1対1加配の場合、保育所としてはその児童個人のために保育士を雇用しているので、補助金が減少すると雇用人数が減り、障害児受入れが難しくなる状況が発生する。
 - ✓ 児童発達支援事業と併行通園する場合の調整は今後の検討課題である。

F) 事業の改善状況

■ 近年の事業改善の状況と理由

- 支援単価の改定
 - ✓ 保育所等からの要望を踏まえて令和元年に単価を改定し、現在の金額とした。
 - ✓ 改定時には、市で独自に全国の状況を調査し、先進的な支給水準と考えた政令市を参考に単価を改定した。
 - ✓ 同時に、保育所等が記載するこどもの実態報告書の項目も見直した。単価と同様に同政令市の資料を参考にこどもの状況に関するチェックリストを見直した。チェックリストは、運動、食事、排せつ、着替え、言語、社会性・その他の6項目42問で構成されており、例えば、食事が一人でできるか（できる場合、手づかみ、食具を使う、介助を要す、のいずれに該当するか）、名前を呼ばれて反応するか、他者に対して関心があるか、等について、「はい」か「いいえ」の2択で状況を記載する形式である。
- 補助件数、補助金額の増加
 - ✓ 毎年財政支援事業の予算が拡大してきており、予算がひっ迫している。障害児保育に係る地方交付税の増額が望ましい。

4 障害児保育の財政支援による成果

A) 自治体としての自己評価

■ 管内保育所・保護者ニーズの充足度

➤ 保育所等からのフィードバック

- ✓ 令和元年度に保育所等の声を踏まえて単価改定を実施しており、ニーズを充足できていると認識している。
- ✓ 巡回支援等の保育所等関係者と協議する際にも、事業を評価している旨の声をいただいている。

➤ 保護者ニーズの把握

- ✓ 保護者自身もニーズが明確になっていない場合があることから、育ちへの希望、具体的な援助内容の希望は、巡回支援や発達相談の中で汲み取るようにしている。

② 財政支援の支給水準の高い市区町村

事例 3 大阪府門真市

■ 取組のポイント

- 子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援施策の総合的推進を明記したうえで、障害児保育を重要施策の一つとして位置付けている
- 市独自の「子どもの状況報告書」（チェックリスト）を作成し、加配の判定に活用している。
- 定期的に行っている園長会へ市から出席するなど、財政支援に関する保育所等のニーズ把握に努めている。
- 障害児保育に係る費用が地方交付税措置されていることを前提に、過年度の交付実績と当年度交付申請状況を根拠に必要な予算を確保している。

1 基礎情報

A) 自治体規模等

人口（令和 6 年 1 月 1 日時点）	116,836 人
6 歳未満人口（令和 6 年 3 月 31 日時点）	3,829
待機児童数（令和 6 年 3 月 1 日時点）	52 人

B) 地域資源の状況

保育に係る地域資源の状況

保育所数	5 施設
認定こども園数 （2 号認定・3 号認定を有する園）	16 施設
地域子育て支援拠点数	11 施設

障害児福祉に係る地域資源の状況

児童発達支援事業所数	2 施設
児童発達支援センター数	0 施設

2 障害児支援施策の全体像

A) 事業目標及び方針

■ 自治体計画における障害児保育の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画：基本施策の一つに「障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援」を明記しており、障害児に対する支援を市における重要施策の一つとして位置付けている。
- 個別施策の一つとして、「障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実」を明記している。

■ 障害児支援施策の総合的推進

- 障害の早期発見
 - ✓ こども発達支援センターにおいて、臨床心理士や教職員経験者がこどもの発達に不安を感じる保護者からの相談を受け、医療や児童発達支援等の必要な支援につなげている。
- 保育所等への訪問支援
 - ✓ 臨床心理士が保育所等を巡回し、保護者や保育所等の職員よりこどもの発達に関する相談を受けるとともに、発達支援に係る知識・技術の普及に努めている。
- 関係機関のネットワーク構築
 - ✓ 門真市障がい者地域協議会児童専門部会において、こどもの特性に応じた支援の在り方や困難事例への対応方法の検討を実施するとともに、関係機関が顔の見える関係を構築し、ネットワークの強化につなげている。

3 財政支援事業の概要

A) 財政支援事業に係る基礎情報

事業名		障がい児保育対策補助金
財源		一般財源のみ
障害児保育の財政支援（加配保育士配置）に係る年間支出額合計		155,628,000 円
近年の財政支援件数の推移	令和 3 年度	—
	令和 4 年度	—
	令和 5 年度	—

B) 事業内容

■ 財政支援の設定単価・対象の考え方

加配保育士の財政支援単価	加配保育士一人あたり 250,000 円/月
単価設定にあたっての参考基準	■ 過去に厚生労働省より発出された地方交付税措置に関する事務連絡（平成 30 年 9 月 11 日付）記載の単価
加配対象とする障害児の範囲	■ 特別児童扶養手当の対象のこども ■ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けたこども ■ 保育所等から配慮が必要とされたこどもで、保護者が当該判断について同意したこども ※ 保護者の同意が得られない場合は、巡回相談支援事業を利用し助言を受けたこども
加配人数比	■ 特別児童扶養手当の対象のこども 障害児 1 人に対して加配保育士 1 人 ■ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けたこども 障害児 2 人に対して加配保育士 1 人 ■ 保育所等から配慮が必要とされたこども 障害児 3 人に対して加配保育士 1 人

C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等

■ 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）

➤ 所管課での審査

- ✓ 申請は毎年 5 月に受け付けている。
- ✓ 会議体等はなく、所管課が他の補助金審査と同様に実施している。

■ 審査基準（判断の基準、必要書類等）

➤ 判断の基準

- ✓ 特別児童扶養手当の対象のこどもや各種障害者手帳の交付を受けたこどもの場合は、当該認定を確認できる書類に基づいて判断する。
- ✓ 保育所等から配慮が必要とされたこどもの場合は、「子どもの状況報告書」のチェックリストを確認し、こどもの状況に応じて柔軟に判定している。
- ✓ 子どもの状況報告書は、「日常生活に関する状況（移動、食事、排泄、人との関係、意思の理解の 5 項目）」、「行動に関する状況（強いこだわり・興奮・多動、睡眠・食事に関する行動、自傷・他人や物への粗暴行為の 3 項目）」、「健康状態への配慮（投薬、医療的行為の 2 項目）」で構成されており、保育所等がこどもの状況や特性に関するチェックリストを記入し、申請書と合わせて提出する。

D) 予算編成の考え方

■ 予算確保に係る工夫

➤ 予算編成の根拠資料

- ✓ 当初予算要求において、過年度の交付実績と当年度交付申請状況、年度途中での保育所からの加配に関する相談状況を資料として整備している。
 - ✓ 過去に財政課経験のある地方交付税制度を熟知した職員が在籍しており、障害児保育に係る費用が地方交付税措置されていることを根拠資料として準備した。地方交付税措置されていることを前提に、措置されている金額は予算確保できている。
 - ✓ 地方交付税措置されていることを示す根拠資料として、厚生労働省より発出された地方交付税措置に関する事務連絡（平成 30 年 9 月 11 日付）を活用している。
- 年度途中の入園や数か月を保育所で過ごす中で新たに配慮が必要とわかったこどもがいる等、年度当初の申請時よりも必要な財政支援額が増加した場合は、補正予算により必要な予算を確保する。通常は年 4 回に分けて支給しているが、年度途中の追加分については、年度末の補助金精算において支給している。

E) 事業整備における工夫

■ 管内保育所等との連携

➤ 財政支援事業に対する保育所等の意見聴取

- ✓ 園長会が毎月開催されており、市担当者も参加して財政支援事業に関するニーズを聴取している。

➤ 近隣市区町村との連携

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大前には担当者会議を開催し、保育に関する報交換を実施していた。現在は文書による情報共有を実施している。

■ 関連制度との調整

➤ 児童発達支援事業所等へ併行通園することの調整等

- ✓ 加配に要した職員の人件費に対応して財政支援事業を実施しており、こどもの併行通園の有無によって保育所等の費用負担が変わるわけではないため、併行通園によって財政支援額は調整していない。

F) 事業の改善状況

■ 近年の事業改善の状況と理由

➤ 保育所等の要望と近隣市町村の状況を踏まえた制度改正（令和 4 年実施）

- ✓ 公立保育所の再編を一つの契機に制度改正の検討を進めた。公立保育所が廃園となることを踏まえて、民間保育所がより障害児を受入れやすくなる体制を整えるために、財政支援事業の更なる充実を図った。

- ✓ 過去に門真市ではこどもの人数を基準に財政支援を支給していたが、財政支援単価が低い旨の要望が保育所等からあったことと、近隣市町村において加配保育士数を基準とした支給になっていたことから、近隣市町村と同様の支給方法に改正した。
- ✓ 「こどもの状況報告書」について、管内の保育所等や「門真市立こども発達支援センター」から意見聴取した結果を踏まえて、チェックリストの内容を改定した。保育所等からの基準緩和の要望を踏まえて、加配認定に必要なチェックリストの該当項目数を減らす改定もあわせて実施した。

4 障害児保育の財政支援による成果

A) 自治体としての自己評価

■ 管内保育所・保護者ニーズの充足度

- 令和4年に、保育所等からの要望を考慮して制度改正を実施しており、保育所等のニーズを一定充足できていると考えている。
- 管内保育所等における障害児の受入れ数、財政支援の予算規模が年々増加しており、支援を必要としている者には適切に支援を提供できていると考えている。

② 財政支援の支給水準の高い市区町村

事例 4 三重県尾鷲市

■ 取組のポイント

- 総合計画、子ども・子育て支援事業計画に障害児保育の取組を明記し、市における重要施策と位置づけている
- 多職種（保健師、保育士、社会福祉士、教員等）で構成するチームが定期的に保育所等への訪問活動を通じて障害児における保育所等や保護者のニーズを把握している
- 多職種チームでは、年に2回程度、多職種チームや市内保育所園長の参加する加配検討会議を実施し、一人ひとりの障害児の特性に応じた加配を検討している
- その際、特別児童扶養手当の受給有無や障害者手帳の保有に限らず、一人ひとりの障害児の特性、保育所等の現場の状況及びニーズを踏まえて個別に柔軟な加配を判断している
- 特定財源ではなく一般財源であることを踏まえて、市独自の柔軟な加配保育士配置を実施している

1 基礎情報

A) 自治体規模等

人口（令和6年1月1日時点）	15,877人
6歳未満人口（令和6年3月31日時点）	367人
待機児童数（令和6年4月1日時点）	0人

B) 地域資源の状況

保育に係る地域資源の状況

保育所数	6施設
認定こども園数 （2号認定・3号認定を有する園）	1施設
地域子育て支援拠点数	1施設

C) 障害児福祉に係る地域資源の状況

児童発達支援事業所数	1施設 （令和7年4月に1施設新規開設予定）
児童発達支援センター数	0施設 （令和10年に1施設新規開設予定）

2 障害児支援施策の全体像

A) 事業目標及び方針

■ 自治体計画における障害児保育の位置づけ

- 総合計画：「就学前の教育及び保育の充実」の一つの施策として、障害児保育の推進を明記し、市における重要施策の一つとして位置付けている。
- 子ども・子育て支援事業計画：「子育て家庭への支援体制の充実」を大目標の一つとして掲げるとともに、施策の一つに「特別な支援が必要なこどもへの総合的支援」を明記している。
- 「特別な支援が必要なこどもへの総合的支援」に関連する施策・事業の一つとして、「障がい児保育の推進」があり、こども一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下でこどもの状況にあわせた保育を行うこと、加配保育士を配置するなど支援体制の充実を図ることを定めている。

■ 障害児支援施策の総合的推進

➤ 保護者や家族に対する相談支援の実施

- ✓ 令和 3 年度から、発達に専門性のある心理士を配置し、相談体制の強化を図っている。
- ✓ 予約制の子育て発達相談会を実施している。
- ✓ 発達相談会において保護者の同意を得た場合、心理士が保育所を訪問してこどもの様子を把握し、必要に応じて医療機関の受診を促す等、必要な支援につなげている。

➤ チーム尾鷲の活動

- ✓ 保健師、保育士、社会福祉士、教員等で構成している（保健師、保育士、社会福祉士は市福祉保健課所属、教員は市教育委員会所属）。
- ✓ 定期的に管内の保育所を訪問し、「気になる子」等の状況を収集している。把握したこどもの情報は、保育所にフィードバックするだけでなく、保護者への相談支援に活用している。
- ✓ 保育所での個別面談時には、保育所職員と一緒に、保護者との面談も実施している。
- ✓ 平成 27 年の立上げ当初は、各職員が別の課に所属していたが、平成 30 年に福祉保健課に子育て支援係を新設し、保健師、保育士及び社会福祉士が同じ係に所属することとなった。それ以降、チーム尾鷲の活動は強力に推進されるようになった。

3 財政支援事業の概要

A) 財政支援事業に係る基礎情報

事業名		障害児保育対策事業費補助金
財源		一般財源のみ
障害児保育の財政支援（加配保育士配置）に係る年間支出額合計		34,920,000 円
近年の財政支援件数の推移	令和 3 年度	13 名
	令和 4 年度	14 名
	令和 5 年度	12 名

B) 財政支援事業の内容

■ 財政支援の設定単価・対象の考え方

加配保育士の財政支援単価	加配保育士一人あたり 242,000 円/月
単価設定にあたっての参考基準	■ 保育公定価格 ■ 管内保育所等のニーズ ■ 過去の実績
加配対象とする障害児の範囲	■ 特別児童扶養手当の対象のこども ■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているこども ■ 医師の診断・療育センター等の療育を受けているこども ■ 保育所等から配慮が必要とされたこども
加配人数比	障害児 1 人に対して加配保育士 1 人 (軽度は 3 対 1)

C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等

■ 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）

➤ 「加配検討会議」による審査

- ✓ 各保育所等の園長及びチーム尾鷲の約 15 名で構成し、毎年 7 月、1 月ごろに開催している。

■ 審査基準（判断の基準、必要書類等）

➤ 前提となる考え方

- ✓ 加配対象とする障害児の範囲に縛られることなく、保育所等の現場の状況や保護者からのニーズといった、現場の保育に寄り添い、実態からの必要性を重視している。

➤ 判断基準

- ✓ こどもの特性・状況に応じ、市において加配の必要性、加配の人数比を判断している。
- ✓ 各種障害者手帳等の他の制度の認定を確認できる書類を確認している。
- ✓ 保育所等で配慮が必要であるとされたこどもについては、加配検討会議においてチーム尾鷲の各専門職の意見から個別に判断している。判断にあたっては、専門的観点のほか、各保育所からの要望も加味している。
- ✓ 三重県立こども心身発達医療センターが開発した個別の指導計画を作成するためのアセスメントツールである「CLM と個別の指導計画」（チェック・リスト・イン 三重）も一つの判断材料としている。

D) 予算編成の考え方

■ **予算確保に係る工夫**

➤ 市の重要施策としての予算確保

- ✓ 各計画における障害児保育施策の重要施策としての位置づけを踏まえて、加配保育士の財政支援事業単独ではなく障害児保育施策全体として、施策の重要性と必要性に基づいて予算を確保している。
- ✓ 年度途中の入園に対する財政支援は必要に応じて補正予算を確保して実施している。

➤ 予算編成の根拠資料

- ✓ 加配検討会議において次年度必要になる加配保育士の人数を検討し、次年度の予算要求の際の根拠データの一つとしている。
- ✓ 過去 5 年の障害児加配対象児童・加配保育士数の推移を用意している。

E) 事業整備における工夫

■ **管内保育所等との連携**

➤ チーム尾鷲による連携

- ✓ チーム尾鷲による定期的な保育所等訪問の中で、日々現場のニーズを把握している。
- ✓ 保護者同意が加配保育士配置のボトルネックとなることがある。その場合は、心理士やチーム尾鷲が保護者と面談することで、必要な支援につながるよう促している。

➤ 加配検討会議における協議

- ✓ 加配検討会議の中で各園長と協議し、次年度必要になる加配保育士の人数を検討している。

■ **関連制度との調整**

➤ 市保健センターで実施する療育教室との連携

- ✓ 市保健センターで開催している療育教室にチーム尾鷲の保健師が同席し、療育教室でのこども・保護者の状況を必要に応じて保育所等へ情報提供している。

➤ 就学支援

- ✓ 翌年度 4 月にこどもが進学する予定の小学校をチーム尾鷲で訪問し、管理職や担任予定教員に対して、こども特性や状況等に関する引継ぎを実施している。
- ✓ 進学後には、定期的に保小連絡会議を開催しており、市からチーム尾鷲が参加する。
- ✓ 保小連絡会議を踏まえて、必要に応じて保健師が小学校を訪問し、小学校における障害児への支援方法を検討している。

F) 事業の改善状況

■ **近年の事業改善の状況と理由**

➤ 財政支援単価の改定（令和 6 年度）

- ✓ 公定価格の改定とそれを踏まえた保育所等からの要望を踏まえて改定した。
 - ✓ 近年、人件費の増額が続き、加配保育士の財政支援単価は、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて年額 30 万円程度増えている。
- 特定財源ではなく一般財源であることを踏まえて、市独自の柔軟な加配保育士配置を実施している。

4 障害児保育の財政支援による成果

A) 自治体としての自己評価

■ **事業の成果**

- 障害児保育施策全体として、例えば心理士やチーム尾鷲の相談支援による必要な療育につながるこどもの増加、保育所における障害児への支援の充実、小学校進学後の障害児に対する支援の充実が成果と考えている。

■ **管内保育所・保護者ニーズの充足度**

- チーム尾鷲による保護者への相談支援や保育所等訪問、保育所等の要望・状況を考慮した加配保育士の柔軟な配置を通じて、一定程度の保育所等及び保護者のニーズを充足できている。

③ 障害児の入所にあたっての制限を過去 5 年で撤廃した市区町村

事例 5 埼玉県志木市

■ 取組のポイント

- 市が頻繁に保育所等を巡回することで保育現場におけるこどもの状況を把握し、市・保育所・児童発達支援事業所・保護者が一緒にこどもの成長を見守る関係を構築することを目指している。
- 小児科医や公認心理師等による保護者・こどもへの個別相談機会の提供や、保育所等への訪問を通じた助言・指導等、障害児保育を推進するための基盤として、市がこどもや保育所等の職員と接する機会を確保することを重視している。
- 加配認定の前提として、専門職（保健士、公認心理師、児童発達相談センター職員、看護職、療育施設職員）で保育所等を訪問し、こどもの様子を観察したうえで、それら専門職と外部の専門職とで構成する判定委員会において、こどもの特性に応じて柔軟に加配の可否を判断している。

1 基礎情報

A) 自治体規模等

人口（令和 6 年 1 月 1 日時点）	76,312 人
6 歳未満人口（令和 6 年 1 月 1 日時点）	3,340 人
待機児童数（令和 6 年 4 月 1 日時点）	4 人

B) 保育に係る地域資源の状況

保育所数	26 施設（うち公立 3 施設）
認定こども園数 （2 号認定・3 号認定を有する園）	1 施設
地域子育て支援拠点数	5 施設

C) 障害児福祉に係る地域資源の状況

児童発達支援事業所数	8 施設
児童発達支援センター数	0 施設

2 障害児支援施策の全体像

A) 事業目標及び方針

■ 自治体計画における障害児保育の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画：目標の一つに「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」を明記している。その中で、「発育・発達が気になる子どもへの支援」として、障害児に対する支援を市における子育て支援施策の中の重要施策の一つとして位置付けている。

■ 障害児支援施策の総合的推進

➤ 多様な相談機会の設定

- ✓ 健康増進センターにおいて、小児科医による個別相談を実施している。
- ✓ 公認心理師等専門職が保育所等を巡回し、発達が気になるこどもの保護者や保育所等職員を対象に助言・指導を実施している。
- ✓ 児童発達相談センターにおいて、専門職（小児科医師、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士）による個別相談（予約制）を実施している。発達に係る不安等の相談に対応するとともに、保護者の希望やこどもの特性から必要に応じて医療機関や児童発達相談事業所を紹介している。
- ✓ 教育サポートセンターより相談員が定期的に保育所等を訪問し、保護者や保育所等職員からの進学先や入学後の不安に関する相談に応じている。

3 財政支援事業の概要

A) 財政支援事業に係る基礎情報

事業名		ひまわり保育対策事業補助金
財源		一般財源のみ
障害児保育の財政支援（加配保育士配置）に係る年間支出額合計		39,794,586 円
近年の財政支援件数の推移	令和 3 年度	8 人
	令和 4 年度	15 人
	令和 5 年度	24 人

B) 事業内容

■ 財政支援の設定単価・対象の考え方

加配保育士の財政支援単価	加配保育士一人あたり 200,000 円/月
単価設定にあたっての参考基準	■ 独自調査した近隣市の状況
加配対象とする障害児の範囲	■ 判定委員会において、特性に応じて加配が必要と判定されたこども

加配人数比	■ 判定委員会において必要と判断された場合、障害児 1 人に対して加配保育士 1 人又は、障害児 2 人に対して加配保育士 1 人
-------	---

C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等

■ 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）

➤ 判定委員会の設置

- ✓ 構成員は、健康増進センターの保健師、保育課の看護師・保健師、児童発達相談センターの公認心理師・保育士、公立保育所園長、市外の療育センター職員、加配を希望している保育所の園長。
- ✓ 年度当初 1 回開催することを基本としている。
- ✓ 年度当初以外にも必要に応じて臨時開催し、年度途中で財政支援の申請がある場合にも適時に対応している。

■ 審査基準（判断の基準、必要書類等）

➤ 審査の前提

- ✓ 申請は保護者が行う制度としており、保護者の同意が必須である。

➤ 判定委員会による柔軟な判断

- ✓ 加配の申請は、保育所において 3 日間の体験保育を受けることが必要であり、判定委員会の構成員である専門職が保育所等を訪問し、体験保育を受けるこどもの様子を観察する。
- ✓ 観察した結果を踏まえて、判定委員会において、構成員の専門的知見に基づいて加配の要否、加配にあたっての人数比を柔軟に判断している。

■ 予算編成に係る工夫

➤ 自治体計画における位置付けを踏まえた予算確保

- ✓ 計画において重要施策として位置付けられていることで、支援を必要とするこどもに対する保育士の加配は必要であると財政部門も認識している。
- ✓ 計画における位置付けは、予算増額の説明資料となるわけではないが、実績に応じて必要な額を確保する後押しになる。

➤ 適切な執行

- ✓ 前年度予算において残額がなく、適切に執行されていることは重要である。前年度に適切に執行されていることで、財政部門では、その水準の予算が必要なものとみなされる。
- ✓ 財政支援額は上限の加配保育士一人あたり 200,000 円/月から、同趣旨の制度である公定価格の療育支援加算及び埼玉県が実施する「安心・元気！保育サービス支援事業費補助金」による加配保育士に対する補助金額を差し引いた額で支給する。

- ✓ 差し引き額を含めた前年度の執行実績をベースに、年度途中の入園を見込んで予算を確保している。

D) 事業整備における工夫

■ 管内保育所等との連携

- 保育所等訪問を通じたニーズ把握
 - ✓ 頻繁に保育所等を巡回しこどもの状況や各保育所等の困りごとを把握し、必要な支援について保育所等と協議している。
 - ✓ 加配保育士の配置がないこどもについても、児童発達相談センターが巡回発達相談として保育所等を訪問する際に市保育課として同行し、こどもの状況を把握し必要な支援につなげている。
- 園長会への出席
 - ✓ 民間保育所、公立保育所の園長が集まる合同園長会議を年3回開催している。
 - ✓ 合同園長会議において、市の障害児保育事業に係る全般的な協力依頼を行っている。
- 文書による保育所の計画の把握
 - ✓ 年度当初に保育所等から障害児保育に関する年間計画を提出していただき、各保育所等における今後の対応方針を把握している。

■ 関連制度との調整

- 児童発達支援事業と併行通園する場合の調整
 - ✓ 通常は保育所に入園する前提として、週4日以上就労が基本と考えている。
 - ✓ 児童発達支援事業所へ併行通園する場合、預かりか親子登園か等のこどもの状況に応じて、保育の制度趣旨に鑑み財政支援額の調整が必要と思われるが、今後の検討課題である。

E) 事業の改善状況

■ 近年の事業改善の状況と理由

- 加配保育士に対する財政支援事業の開始
 - ✓ 平成30年以前、障害児は基本的に公立保育所において受入れていた。公立保育所の縮小が進み、公立保育所のみで対応が困難になったことから、令和元年度に民間保育所における障害児受入れが始まった。
 - ✓ その後、障害児を受入れている民間保育所において加配保育士を配置し、障害児保育の受入れ体制整備を更に進めるために、市として財政支援が必要と判断し、令和2年度から財政支援事業を開始した。
 - ✓ 制度開始時に、近隣市町村の財政支援単価を調査し、加配保育士一人あたり200,000円/月を上限として設定した。

- ✓ 財政支援単価や体験保育を踏まえた判定委員会における加配審査等は現在と同様であるが、制度開始時には、各保育所等の体制の観点で 1 施設あたりの受入れ障害児数に上限を設けた（1 施設あたり障害児 2 人）。
- 1 施設あたりの受入れ障害児数の上限を廃止
 - ✓ 加配を必要とする障害児の数が増えていく中で、人数上限設定を維持することが現実的ではなくなったため、人数上限を廃止した。
 - ✓ 人数上限廃止にあたっては、保育課内及び判定会議において協議し、合同園長会議において各保育所等へ対応を依頼した。
 - ✓ 各種障害者手帳の取得という要件がないことから、発達に気になることがある場合に申請につながりやすく、申請件数、加配認定件数が年々増加している。

4 障害児保育の財政支援による成果

A) 自治体としての自己評価

■ 事業の成果

- 保育所等における新たな取組の派生
 - ✓ 3 歳で加配保育士がついていたこどもが 5 歳になり加配保育士が必要なくなるような、こどもの成長を感じられる事例がある。そういった結果を踏まえて、民間の保育所等において障害児保育の担当者が決まり、当該担当者が出席するカンファレンスや障害児に対する保育の提供方法を検討する場を設ける動きが出てきている。
 - ✓ 保育所等における新たな取組に派生していることが一つの成果である。
- 保育所等との信頼関係構築
 - ✓ 市が頻繁に保育所等を訪問し、保育現場における困難さを市として把握し、こどもに必要な支援について、市と保育所等が協力し取り組んできたことで、保育所等と信頼関係を構築することができている。
 - ✓ その結果として、保育所等への訪問時に相談を受けるだけでなく、保育所等から市に対して障害児保育に関する相談が届くことが増えている。

■ 管内保育所・保護者ニーズの充足度

- 保育所等からのフィードバック
 - ✓ 複数年度にわたって加配保育士の配置を継続する場合、保育所等からこどもの発達記録を提出してもらい、加配保育士を配置する中でのこどもの変化を把握するようにしている。
- 保護者への支援とフィードバック
 - ✓ 頻繁に保育所等を巡回する中で、保護者とこどもの発達や保護者の悩み・ニーズに関する相談を受けている。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。